



ともしつくり みんなのまちを

村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町

住民説明会用資料

2007年(平成19年)

7月8日

村上岩船地域5市町村 合併協議会だより

自然と環境 すこやか社会 産業・文化が息づく故郷

4月からスタートした、村上岩船地域5市町村合併協議会では、任意協議会での協議結果を基に、5市町村間で違いのある行政制度などを統一しながら、新生「村上市」をめざして、基本項目23、事務事業協定項目398項目の調整方針を審議決定してきました。

ここにその合併協議の内容を住民の皆様にお知らせし、合併に対する理解をさらに深めていただくために「住民説明会用資料」として作成しました。また、この内容は、今後、合併協定書に盛り込まれ、5市町村の揺るぎない合意のもと新市を築く原則・方向性を示すものとなります。皆様からのご意見ご要望などをお聞かせください。

No.	協定事項	協 定 内 容
1	合併の方式	合併の方式は、新設合併とする。
2	合併の期日	合併の期日は、平成20年4月1日とする。
3	新市の名称	新市の名称は、「村上市」とする。
4	事務所の位置	新市の事務所の位置は、村上市三之町1番1号村上市役所とする。 また、荒川庁舎、神林庁舎、朝日庁舎、及び山北庁舎を支所とし、岩船地域広域事務組合庁舎については、別途協議する。
5	議会議員の定数及び任期の取扱い	法定上限定数30人で設置選挙を行い、選挙区制は採用しない。
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	(1)在任特例の取扱いについて ①選挙委員 ・在任特例を適用する。 ・任期は、合併の日から平成20年7月の全国農業委員統一選挙までとする。 ②選挙委員数 互選により30人とする。 ③選任委員 在任特例の適用はない。 (2)合併後の委員定数について ①選挙委員 30人とする。 ②選任委員 8人とする。 (農業協同組合2人、農業共済組合1人、土地改良区1人、議会推薦4人) (3)選挙区について ①選挙区の設置 旧市町村ごとに設置する。 ②定数の配分 農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の考え方により「おおむね選挙人の数に比例して」委員数を配分する。

No.	協定事項	協定内容
7	地域自治組織等の取扱い	<p>市町村の合併の特例等に関する法律第22条に定める「地域審議会」を設置することとし、次のとおり協議する。</p> <p>地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関とし、合併関係市町村にそれぞれ置くものとし、地域審議会の委員の定数、任期及び任免その他必要な事項は別紙のとおりとする。</p> <p>なお、この審議会は、設置の日にかかわらず、別に定める「合併市町村基本計画」の計画期間をもって廃止する。</p>
8	特別職の身分の取扱い	<p>特別職の身分の取扱いについては、法令の定めるところによるものとし、法令に定めのない職にあっては、現職は失職する。</p> <p>(1)常勤特別職</p> <p>①市長、副市長及び教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。</p> <p>②給与は、合併時においては現行市町村の最高額を上限として調整する。その後は、新市の市長が設置する特別職報酬等審議会の意見を聴いて、新市で調整する。</p> <p>③新市市長職務執行者の選任及び給与については、5市町村長協議により定めるものとする。</p> <p>(2)非常勤特別職</p> <p>①議会議員の報酬等は、現行市町村の最高額を上限として調整する。その後は、新市の市長が設置する特別職報酬等審議会の意見を聴いて、新市で調整する。</p> <p>②農業委員会の委員の報酬等は、現行市町村の最高額を上限として調整する。</p> <p>③教育委員会の委員の定数並びに任期については、法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。</p> <p>④選挙管理委員会の委員の定数並びに任期については、法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。</p> <p>⑤監査委員の定数は2人、任期については法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。</p> <p>⑥固定資産評価審査委員会の委員の定数は5人、任期については法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。</p> <p>⑦附属機関の委員、その他非常勤特別職の職員等、新市において設置する人数、任期、報酬額等については、現行の制度を基に合併時まで調整する。なお、報酬額等については、現行市町村の最高額を上限として調整する。</p>
9	一般職の職員の身分の取扱い	<p>一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(1)部門別職員定数について</p> <p>職員定数は、現在の職員数を基とし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各部門の定数を合併時まで調整する。</p> <p>(2)設定給料表について</p> <p>設定給料表は、行政職給料表(一)、(二)及び消防職給料表とし、新市に移行時の職員給料は、現給を保障し、新たに制定する「初任給・昇格・昇給基準」に則り定める。</p> <p>(3)初任給・昇格・昇給基準について</p> <p>初任給・昇格・昇給基準については、現行市町村の基準を参考に新しい基準を定める。</p> <p>(4)職務・職階制について</p> <p>職務・職階制については、合併時まで調整する。</p> <p>(5)定員管理について</p> <p>合併後、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p>
10	条例、規則等の取扱い	<p>条例、規則の制定にあたっては、次により整備する。</p> <p>(1)合併の日に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。</p> <p>(2)合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。</p> <p>(3)合併後、逐次制定を行い、制定させるもの。</p>

No.	協定事項	協 定 内 容
11	公共的団体等の取扱い	<p>新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備の指導に努めるものとする。</p> <p>(1)5市町村で共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 (2)何らかの事情で合併までに統合できない団体は、合併後速やかに調整に努める。 (3)統合に時間を要する団体は、継続して統合に向けた調整を行うよう指導する。 (4)独自の目的を持った団体は、原則として現行どおりとする。</p>
12	補助金及び交付金等の取扱い	<p>各種団体等に交付している補助金等については、地域の実情、実績等を配慮し、見直し調整する。</p> <p>(1)市町村間において、合併前の同種・同一の団体については統合を促すとともに補助制度においても補助基準、補助金額の調整を行い継続する。 (2)市町村独自の補助制度については、実績等を踏まえ、市全域の均衡を保つよう調整する。 (3)これまでに実施してきた補助制度で、その目的を達成しているもの等については、合併時において制度を廃止する。</p>
13	住所表記及び行政区の取扱い	<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては、原則として現行どおりとするが、「大字」及び「小字以降の地名」の表記については削除する。</p> <p>同一の町名・字名・行政区名については、住民の意向を尊重し調整する。なお、合併に際し地域の実情による相当な理由がある場合には、当該町・字・行政区の区域及び名称を変更する。</p>
14	財産及び債務の取扱い	<p>(1)財産区を除く全ての財産及び債務について 財産及び債務は、全てを新市に引き継ぐ。 (財産内容：別表1 財産等総括表(14ページ参照)のとおり)</p> <p>(2)三面財産区について 三面財産区は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
15	地方税の取扱い	<p>(1)市町村民税の取扱いについて</p> <p>ア 個人市町村民税</p> <p>①均等割の税率 現行のまま新市に引き継ぐ。標準税率(年額3,000円) ②減 免 村上市の例に「学生及び生徒に対する減免」を加え統一する。 ③納 期 4期(6月、8月、10月、1月)とする。</p> <p>イ 法人市町村民税</p> <p>①税 率 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、3年以内(平成22年4月1日)に制限税率(14.7%)で統一する。 ②減 免 ・民法第34条の公益法人。ただし収益事業を行うものを除く ・地縁団体、ただし収益事業を行うものを除く ・政党又は政治団体 ・特定非営利活動法人。ただし収益事業を行うものを除く については課税免除として、合併時に条例を統一する。</p> <p>(2)固定資産税の取扱いについて</p> <p>①不均一課税 村上市のみ制度があるので、現行のまま新市に引き継ぐ。 ②納 期 4期(4月、7月、9月、12月)とする。</p> <p>(3)都市計画税の取扱いについて</p> <p>①納税義務者 合併後3年間は現行のままとする ②課税区域 合併後3年間は現行のままとする。 ③税 率 合併後3年間は現行のままとする。 ④納 期 4期(4月、7月、9月、12月)とする。</p> <p>(4)軽自動車税の取扱いについて</p> <p>①納 期 1期(5月)とする。 ②標識再交付弁償金 300円に統一する。</p> <p>(5)入湯税の取扱いについて</p> <p>①税 率 入湯する者1人につき 日帰り100円、1泊150円とする。 ②課税免除 村上市の例により調整し、「特に市長が必要と認める者」を加え統一する。</p>

No.	協定事項	協定内容
	地方税の取扱い	<p>(6)国民健康保険税の取扱いについて</p> <p>①税率 資産割は廃止する。応能割と応益割の割合は50:50に設定し、均一課税とする。ただし、合併時から均一課税することにより、1人当たり(1世帯当り)の増税額が大きくなると予測される時は、激変緩和措置を検討する。</p> <p>②納期 7月から3月までの9期として、合併時に統一する。</p> <p>③減額 各市町村で軽減割合は同一につき調整の必要なし。</p> <p>④納期限の延長 税条例の延長条文を引用するため、合併時に削除する方向で調整する。</p> <p>(7)督促手数料について 督促状1通につき100円で合併時に統一する。</p> <p>(8)納税貯蓄組合及び納税取りまとめ組織について 合併時に制度を廃止する。</p> <p>(9)口座振替手数料について 金融機関1件7円、郵便局1件10円を基準に、収納取扱金融機関との調整のうえ、合併時までに、統一した手数料を定める。信漁連については、他の金融機関と同額で調整する。</p> <p>(10)各種証明書等の発行について 税証明手数料は、各市町村とも300円を基本としているが、図面の複写や家屋証明の手数料が異なっているため、村上市の例により調整する。</p>
16	使用料・手数料の取扱い	<p>(1)上水道及び簡易水道料金について</p> <p>①基本料金 合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。</p> <p>②従量料金 合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。</p> <p>③メーター使用料(上水道) 料金統一までは現行を維持し、料金統一後においては、使用料を徴収しない。</p> <p>④加入金 廃止の方向で調整する。</p> <p>⑤工事検査手数料 廃止の方向で調整する。</p> <p>⑥給水開始中止手数料 廃止の方向で調整する。</p> <p>⑦督促手数料 廃止の方向で調整する。</p> <p>(2)下水道料金について</p> <p>ア 下水道料金算定方法</p> <p>①料金体系は、基本料金、従量料金とする。</p> <p>②料金は現行のまま新市に移行し、維持管理費が確保できる状況を指向し、6年間で段階的に改定し、合併7年目(平成26年4月1日)に料金を統一する。</p> <p>③料金改定は、市町村の実情に合わせ行う。</p> <p>④井戸メーターについては、6年間の間に設置する。</p> <p>イ 受益者負担金・分担金体系 負担金設定基準、算定方法は、下水道料金が統一される平成26年4月1日までは現行のままとし、料金統一後、新規に認可区域の指定を受ける地域の加入者に対する負担金は村上市の例により徴収する方向で調整する。</p> <p>ウ 受益者負担金・分担金賦課徴収</p> <p>①賦課対象区域の決定方法 村上市の例により、料金統一時までに調整する。</p> <p>②受益者負担金徴収方法・納期 村上市の例により、合併時までに調整する。ただし、現在年4期としているものについては、分納も可能とする。</p> <p>エ 公共ます設置に伴う受益者負担金 合併時までに、神林村の例により、設置工事の費用は個人負担することを新規則で規定する。</p> <p>(3)保育料について 合併後、広域的な通園希望が予想されることから保育料の経過措置(不均一料金制度)は設けず、統一した基準に基づく保育料を徴収する方向で調整する。</p>

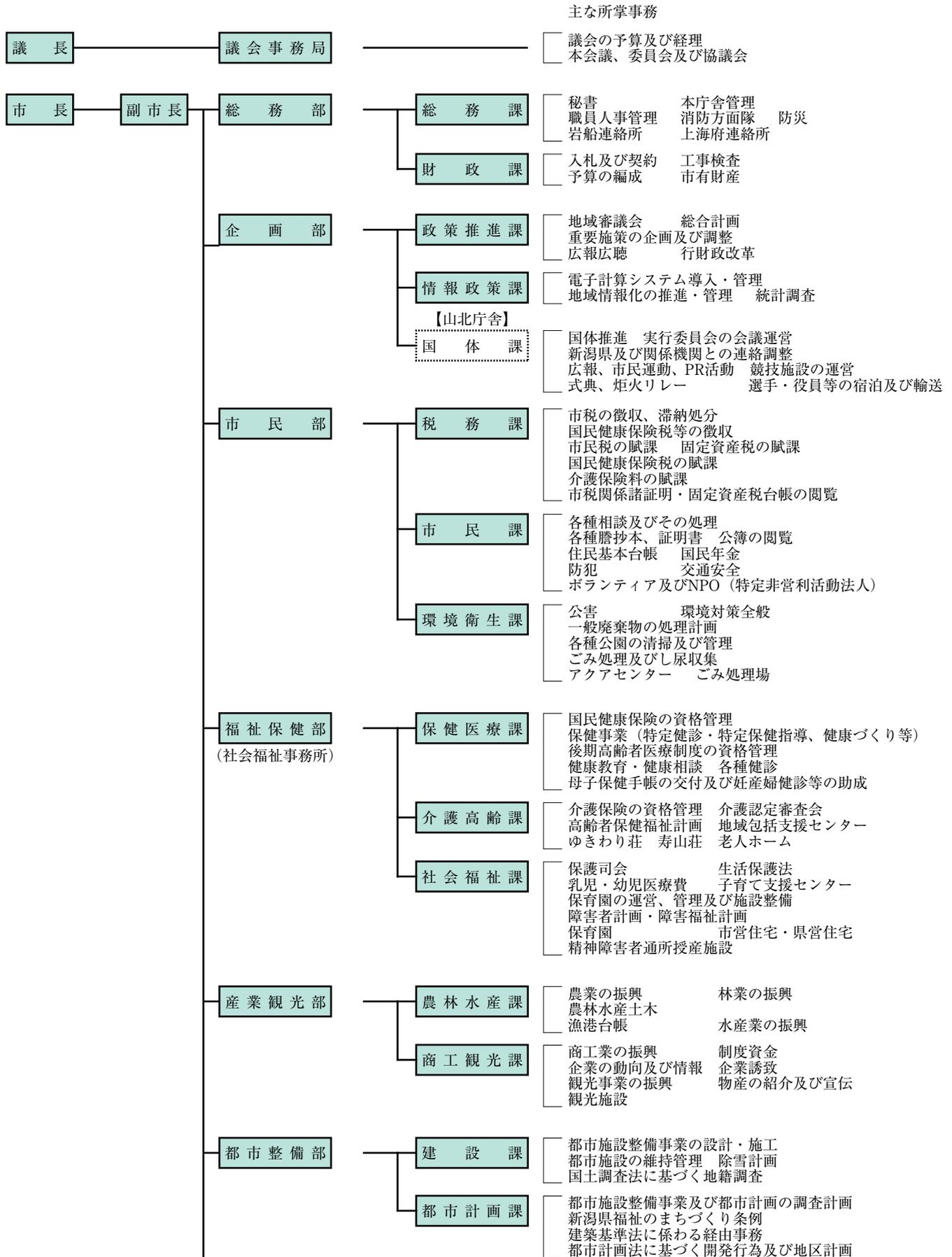
No.	協定事項	協 定 内 容
		<p>(4)社会教育施設の使用料・入館料について</p> <p>①公民館使用料 合併時に、面積によって使用料を統一する。</p> <p>②公民館冷暖房使用料 合併時に、実費相当分を徴収することとし、統一料金とする。</p> <p>③文化会館等使用料 朝日村文化会館について、他の公民館施設とは異なる独自の施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>④博物館等入館料 各施設の料金については、現行のまま新市に引き継ぐ。 料金区分は一般と小・中・高校生の2区分とする。 団体人数は20人以上を団体として扱い団体の入館料金は通常料金の8割とする。</p> <p>⑤教育情報センター事業 岩船広域教育情報センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑥その他の社会教育施設使用料 三の丸記念館、市指定文化財武家住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(5)社会体育施設の使用料について [総合体育館・野球場・テニスコート・多目的運動場・ゲートボール場・水泳プール(屋内・屋外)・その他の施設(屋内・屋外)・学校体育施設] 各市町村の料金体系を精査し、施設間での不均衡が生じない新しい使用料徴収規程を合併時まで設定し、平成21年4月1日より新使用料徴収規程を適用する。</p>
17	慣行の取扱い	<p>(1)市民憲章 市制の周年記念式典に合わせて新しい基本理念で制定する。</p> <p>(2)市章 合併の日までに、公募により制定する。</p> <p>(3)市木、市花、市鳥、市歌 市制の周年記念式典に合わせて公募により制定する。</p> <p>(4)名誉市民 現在ある町村の例により新たに制定するものとし、現行名誉市町村民はその功績を讃え、記録に残すものとする。</p> <p>(5)各種宣言 現行のものは廃止し、新市において新たに宣言の制定について検討する。</p>
18	国民健康保険事業の取扱い	<p>(1)相対的法定給付について 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・出産育児一時金 350,000円 ・葬祭費 50,000円</p> <p>(2)保健事業について</p> <p>①人間ドックに対する助成 平成19年度に助成の減額を行い、合併時に廃止する。</p> <p>②健康診査に対する助成 医療制度改革によって、平成20年度から特定健康診査等を行わなければならないが、現時点では未確定な事項が多いことから実施要綱等の策定を踏まえ、平成19年度中において決定する。</p> <p>③その他保健事業 平成20年度においては、湯ったり事業(温泉入浴助成事業)を全地域で実施し、その他の事業については新市において調整する。</p> <p>④国保診療所の運営 現在、朝日村で開設している診療所は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成20・21年度を目途に廃止の方向で検討する。</p>
19	介護保険事業の取扱い	<p>(1)介護給付について</p> <p>①現物給付 全市町村同一であるため現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

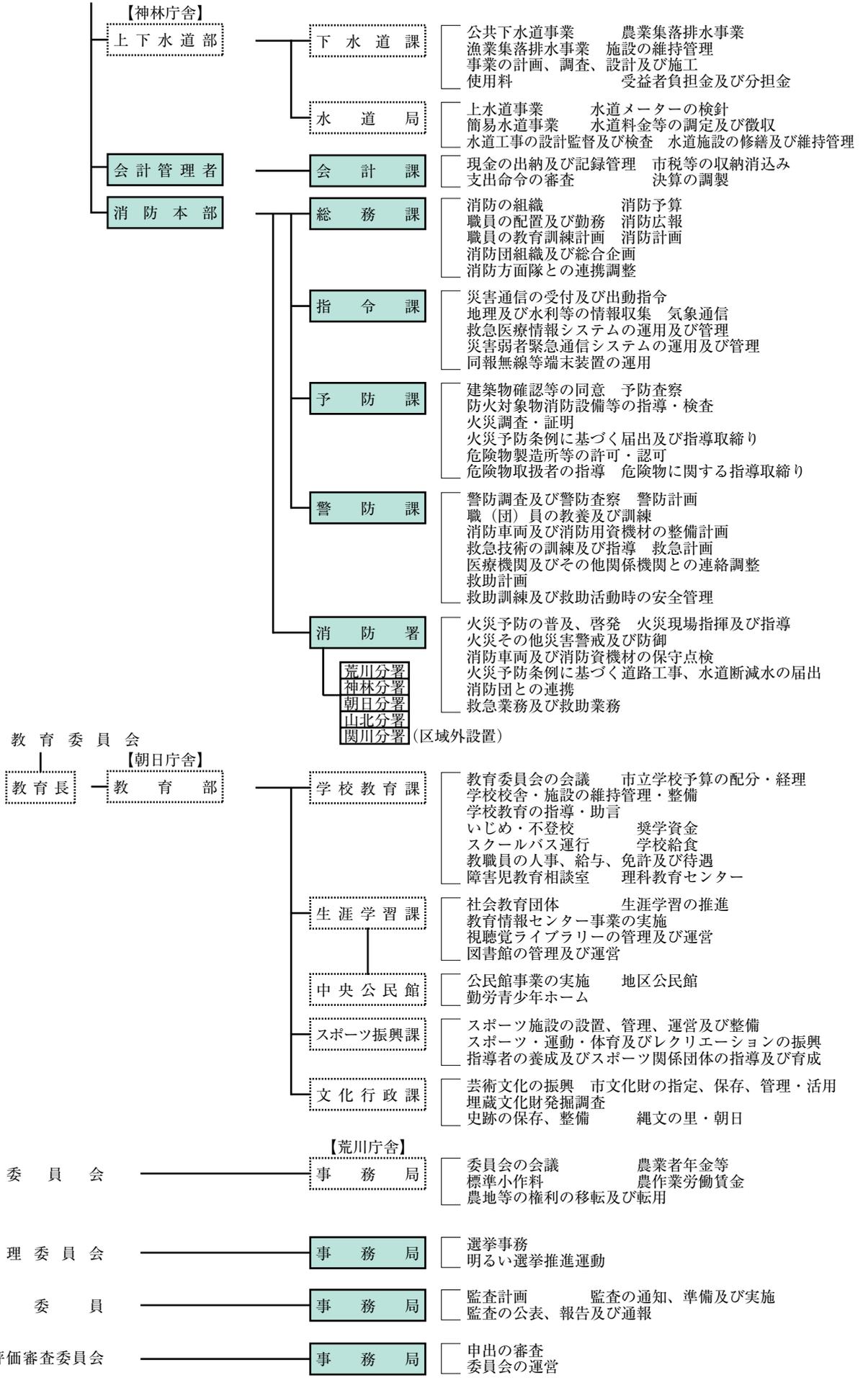
No.	協定事項	協定内容
	介護保険事業の取扱い	<p>②償還払い給付 村上市の例により事務調整を統一し、支払い時期は、利用者を考慮し月2回とする。</p> <p>③高額介護サービス費給付 事務処理、支払い時期を統一する。支払い時期は、利用者を考慮し月2回とする。</p> <p>④居宅介護サービスの提供 居宅介護サービスは、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2)介護保険料について</p> <p>①介護保険料の賦課 第3期介護保険事業計画期間は不均一の保険料とし、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から統一した保険料にする。</p> <p>②介護保険料の徴収 本算定賦課のみとし、納期を7月からの9期にする。</p> <p>③介護保険料の減免 朝日村の例により、合併時まで調整する。</p> <p>(3)介護認定審査会について 現状の体制・システムをそのまま新市に引き継ぐ。ただし、関川村及び粟島浦村については、別途調整する。</p> <p>(4)居宅介護支援事業について 市町村のこの事業は、廃止の方向で調整し、社会福祉協議会及び民間事業者における居宅介護支援事業を推進する。</p> <p>(5)地域支援事業について</p> <p>①地域支援事業 現行のまま新市に引き継ぐ。第4期事業計画以降の事業については、新市において決定する。</p> <p>②配食サービス事業 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に制度の見直しを図る。</p> <p>③生活管理指導短期宿泊事業 朝日村・神林村の例により、利用者負担額を半額とする。</p> <p>④紙おむつ等支給事業（身障含む） ・要支援、要介護1～3で前年の市町村民税非課税世帯の者…月額3,000円のクーポン券を発行する。 ・要支援、要介護1～5で前年の市町村民税課税世帯の者…月額2,000円のクーポン券を発行する。 ・要介護4～5で前年の市町村民税非課税世帯の者…月額5,000円のクーポン券を発行する。 対象品目は紙おむつ以外の介護用品も可能とする。</p> <p>⑤家族介護慰労事業 神林村・朝日村を例に、新市において実施する。内容は国の事業（平成17年度で廃止）を踏襲し、年額100,000円とする。</p> <p>(6)介護保険事業計画について 第3期介護保険事業計画運営期間の終期までは、旧市町村の計画の集合をもって新市の介護保険事業計画とする。平成21年度以降の計画については、新市において決定する。</p>
20	電算システムの取扱い	<p>新市行政の業務及びサービスの安定支援のため、構成市町村の電算システムを合併時まで統合し、合併時に稼働する。</p> <p>なお、住民情報に係る基幹系のシステムについては、個人情報保護の観点から完全自庁処理方式として統合する。</p> <p>具体的な進め方として、業者契約においては村上市を代表市とする代表市契約とし、契約及び予算執行業務を代表市町村長の名において執行するものとし、構成市町村間の経費負担及び負担金納入等電算システム統合等の構築に係る協定書を5市長村間で締結する。</p>

No.	協定事項	協 定 内 容
21	機構及び組織の取扱い	<p>(1)基本的な考え方 合併を契機に行政コストの削減を図り、限られた財源、限られた人員で最大の効果を生み出せる合理的・効率的な組織・機構をめざす。合併を理由として組織を肥大化させ、財政負担の増を招くことなく、合併の効果をできるだけ住民に還元するとともに組織の意思決定の迅速化を図るため、可能な限り組織の縮小に努めるものとする。</p> <p>市町村合併は、効果的、効率的な行政運営を目的とする一方で、移行時においては、住民の戸惑いや混乱をきたさないよう、最大限に配慮する必要がある。したがって、新市の組織・機構については、将来の行政運営を見据えつつ、移行時の円滑化を図るための組織・機構とする。</p> <p>このような基本的な考え方を前提に、次の視点での新市の組織・機構を検討する。</p> <p>(1)住民が利用しやすくわかりやすい組織・機構 (2)簡素で効率的な組織・機構 (3)地方分権に柔軟に対応できる組織・機構 (4)指揮命令系統ができるだけ明確に行える組織・機構</p> <p>(2)組織体系の概要</p> <p>①本庁について ・本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な管理調整事務及び現在の村上市の区域に関する事務を所掌する。 ・長の直近下位の内部組織として、長の権限に属する事務を分掌し、同種の政策目標を達成するための政策単位として、部を設置する。 ・庁舎の広さや既存施設の有効活用を図る観点から、本庁部局のうち、一部部局において分庁方式を導入する。</p> <p>②支所について ・現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、住民の利便性を確保するため行う総合窓口業務をはじめ地域の実情に応じて行う業務を分掌し、地域住民への行政サービスの維持・向上を図る。 ・従来の窓口行政サービスを確保するため、業務遂行に必要な職員を配置する。 ・各支所に支所長、課長及び担当職員を置く。</p> <p>③行政組織・機構図について 行政組織・機構図は別表2・新市組織機構図（8ページ～参照）のとおり定めるものとする。</p>
22	一部事務組合等の取扱い	<p>(1)次の一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において、合併の日に当該組合に加入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下越障害福祉事務組合 ・下越清掃センター組合 ・新潟県市町村総合事務組合（ただし、共同処理する事務の内容については、合併時まで協議する。） <p>(2)岩船地域広域事務組合は、合併の前日をもって解散する。ただし、当該組合の事務事業、財産及び職員は、新市に引き継ぐ方向で関係市町村間で協議する。なお、岩船広域ふるさと市町村圏基金については、関川村及び粟島浦村の出資金を除いて新市に引き継ぎ、関川村及び粟島浦村の出資金は、関川村及び粟島浦村に帰属せしめるものとして協議する。また、合併の前日まで関川村及び粟島浦村が構成団体として加入している事務については、事務委託等の方法で協議する。</p> <p>(3)岩船地域土地開発公社は、合併の前日をもって解散する。なお、新市において土地開発公社を設立する方向で検討する。</p>
23	消防団の取扱い	<p>(1)消防団組織体制 新市では一団に統合し、現在の各市町村消防団は方面隊とする。</p> <p>(2)分団及び部の編成 団の編成は5方面隊、23分団、137部編成とする。</p> <p>(3)消防団員の定員 団員の定数は、2,422人とする。 なお、(2)、(3)については、合併時の5市町村の条例に定める数の合計によるものとする。</p>

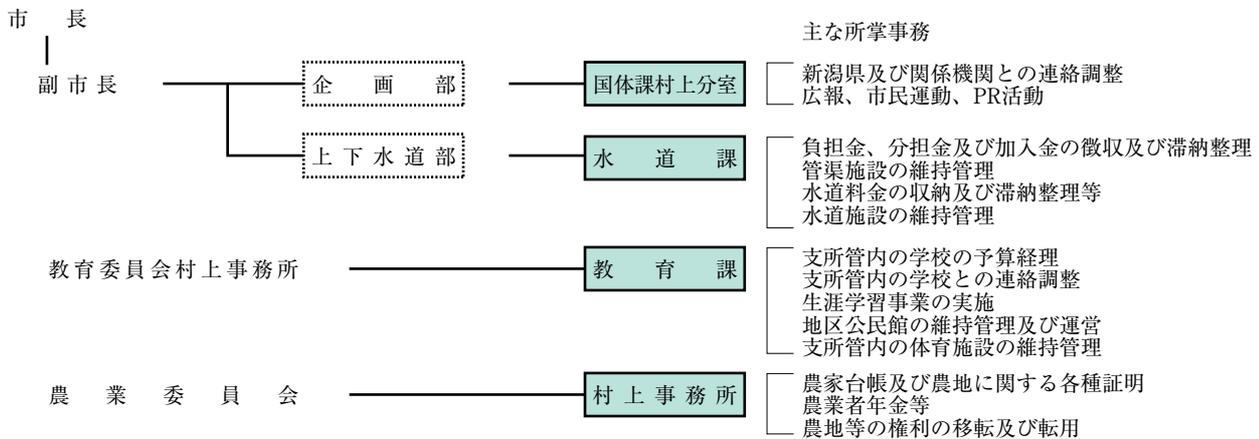
別表2 新市組織機構図

○本庁

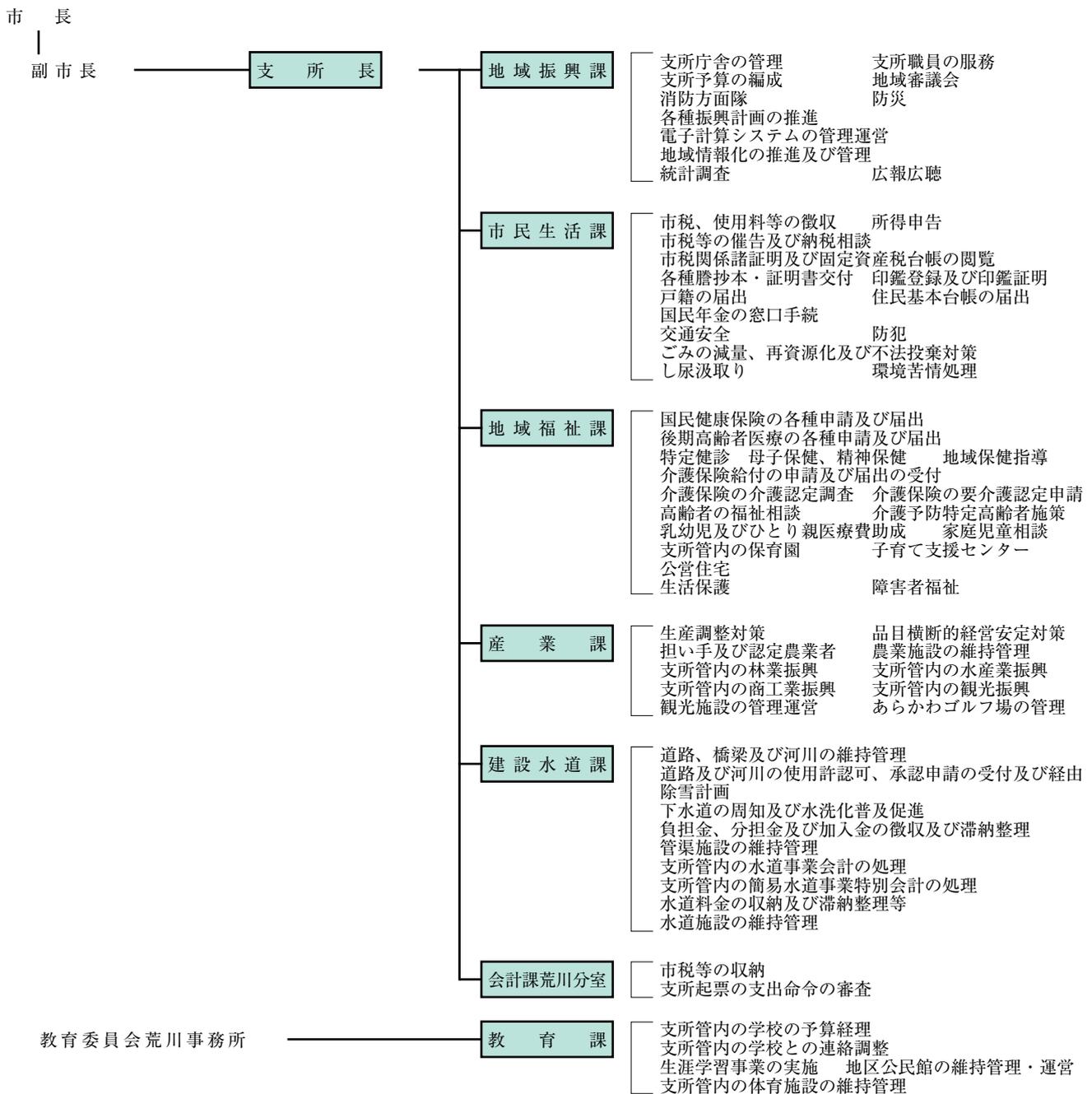




○村上支所機能



○荒川支所



○神林支所

市長
副市長

支所長

地域振興課

支所庁舎の管理
支所予算の編成
消防方面隊
各種振興計画の推進
電子計算システムの管理運営
地域情報化の推進及び管理
統計調査
支所職員の服務
地域審議会
防災
広報広聴

市民生活課

市税、使用料等の徴収
市税等の催告及び納税相談
市税関係諸証明及び固定資産税台帳の閲覧
各種謄抄本・証明書交付
戸籍の届出
国民年金の窓口手続
交通安全
ごみの減量、再資源化及びし尿汲取り
所得申告
印鑑登録及び印鑑証明
住民基本台帳の届出
防犯
不法投棄対策
環境苦情処理

地域福祉課

国民健康保険の各種申請及び届出
後期高齢者医療の各種申請及び届出
特定健診 母子保健、精神保健 地域保健指導
介護保険給付の申請及び届出の受付
介護保険の介護認定調査 介護保険の要介護認定申請
高齢者の福祉相談 介護予防特定高齢者施策
乳幼児及びひとり親医療費助成 家庭児童相談
支所管内の保育園 子育て支援センター
生活保護 障害者福祉

産業課

生産調整対策
担い手及び認定農業者
支所管内の林業振興
支所管内の商工業振興
観光施設の管理運営
お幕場森林公園の管理
品目横断的経営安定対策
農業施設の維持管理
支所管内の水産業振興
支所管内の観光振興
お幕場大池公園の管理
南大平ダム湖公園の管理

建設課

道路、橋梁及び河川の維持管理
道路及び河川の使用許認可、承認申請の受付及び経由除雪計画

会計課神林分室

市税等の収納
支所起票の支出命令の審査

教育委員会神林事務所

教育課

支所管内の学校の予算経理
支所管内の学校との連絡調整
生涯学習事業の実施
支所管内の体育施設の維持管理
地区公民館の維持管理・運営

農業委員会

神林事務所

農家台帳及び農地に関する各種証明
農業者年金等
農地等の権利の移転及び転用

○朝日支所

市 長
|
副市長

支 所 長

地 域 福 祉 課

支所庁舎の管理
支所予算の編成
消防方面隊
各種振興計画の推進
電子計算システムの管理運営
地域情報化の推進及び管理
統計調査
支所職員の服務
地域審議会
防災
広報広聴

市 民 生 活 課

市税、使用料等の徴収
市税等の催告及び納税相談
市税関係諸証明及び固定資産税台帳の閲覧
各種謄抄本・証明書交付
戸籍の届出
国民年金の窓口手続
交通安全
ごみの減量、再資源化及び不法投棄対策
し尿取り
所得申告
印鑑登録及び印鑑証明
住民基本台帳の届出
防犯
環境苦情処理

地 域 福 祉 課

国民健康保険の各種申請及び届出
後期高齢者医療の各種申請及び届出
特定健診 母子保健、精神保健
介護保険給付の申請及び届出の受付
介護保険の介護認定調査
高齢者の福祉相談
乳幼児及びひとり親医療費助成
支所管内の保育園
生活保護
地域保健指導
介護保険の要介護認定申請
介護予防特定高齢者施策
家庭児童相談
子育て支援センター
障害者福祉

産 業 課

生産調整対策
担い手及び認定農業者
支所管内の林業振興
支所管内の商工業振興
観光施設の管理運営
物産会館 またぎの家
食堂及び休憩所
まほろばふれあいセンター
体験交流センター
屋根付き多目的広場
蒲萄スキー場
品目横断的経営安定対策
農業施設の維持管理
支所管内の水産業振興
支所管内の観光振興
休養施設
日本玩具歴史館
特産品研究開発施設
温泉活用健康増進施設

建 設 水 道 課

道路、橋梁及び河川の維持管理
道路及び河川の使用許認可、承認申請の受付及び經由
下水道の周知及び水洗化普及促進
負担金、分担金及び加入金の徴収及び滞納整理
管渠施設の維持管理
支所管内の水道事業会計の処理
支所管内の簡易水道事業特別会計の処理
水道料金の収納及び滞納整理等
水道施設の維持管理
除雪計画

会 計 課 朝 日 分 室

市税等の収納
支所起票の支出命令の審査

農 業 委 員 会

朝 日 事 務 所

農家台帳及び農地に関する各種証明
農業者年金等
農地等の権利の移転及び転用

○山北支所

市 長
|
副市長

支 所 長

地 域 振 興 課

支所庁舎の管理
支所予算の編成
消防方面隊
各種振興計画の推進
電子計算システムの管理運営
地域情報化の推進及び管理
統計調査
温泉管理運営
交流の館「八幡」の管理運営
定住、交流及び結婚対策等

支所職員の服務
地域審議会
防災
広報広聴

市 民 生 活 課

市税、使用料等の徴収
市税等の催告及び納税相談
市税関係諸証明及び固定資産税台帳の閲覧
各種謄抄本・証明書交付
戸籍の届出
国民年金の窓口手続
交通安全
ごみの減量、再資源化及びし尿汲取り

所得申告
印鑑登録及び印鑑証明
住民基本台帳の届出
防犯
不法投棄対策
環境苦情処理

地 域 福 祉 課

国民健康保険の各種申請及び届出
後期高齢者医療保険の各種申請及び届出
特定検診 母子保健、精神保健 地域保健指導
介護保険給付の申請及び届出の受付
介護保険の介護認定調査 介護保険の要介護認定申請
高齢者の福祉相談 介護予防特定高齢者施策
乳幼児及びひとり親医療費助成 家庭児童相談
支所管内の保育園 子育て支援センター
生活保護 障害者福祉

産 業 課

生産調整対策
担い手及び認定農業者
支所管内の林業振興
支所管内の商工業振興
観光施設の管理運営

品目横断的経営安定対策
農業施設の維持管理
支所管内の水産業振興
支所管内の観光振興

建 設 水 道 課

道路、橋梁及び河川の維持管理 除雪計画
道路及び河川の使用許認可、承認申請の受付及び経由
下水道の周知及び水洗化普及促進
負担金、分担金及び加入金の徴収及び滞納整理
管渠施設の維持管理
支所管内の水道事業会計の処理
支所管内の簡易水道事業特別会計の処理
水道料金の収納及び滞納整理等
水道施設の維持管理

会 計 課 山 北 分 室

市税等の収納
支所起票の支出命令

教育委員会山北事務所

教 育 課

支所管内の学校の予算経理
支所管内の学校との連絡調整
生涯学習事業の実施
支所管内の体育施設の維持管理
地区公民館の維持管理・運営

農 業 委 員 会

山 北 事 務 所

農家台帳及び農地に関する各種証明
農業者年金等
農地等の権利の移転及び転用

議案第17号の別表1 新市の財産及び債務

1. 財産区を除く全ての財産及び債務は、新市に引き継ぐ。

財産等総括表

区 分				5 市 町 村 合 計		岩船地域広域事務組合		
公 有 財 産	行 政 財 産	公 用 財 産	土 地	282,878㎡				
			建 物	木 造	3,446㎡			
				非木造	52,624㎡			
		公 共 用 財 産	土 地	3,286,980㎡		115,611㎡		
			建 物	木 造	59,377㎡		155㎡	
				非木造	257,463㎡		22,269㎡	
	普 通 財 産	土 地	2,502,509㎡		1,029㎡			
		建 物	木 造	35,389㎡				
			非木造	45,939㎡				
		立 木	所 有	35,871㎡				
			分 収	138,783㎡				
		計	土 地	6,072,367㎡		116,640㎡		
	建 物		木 造	98,212㎡		155㎡		
			非木造	356,026㎡		22,269㎡		
立 木	所 有		35,871㎡					
	分 収		138,783㎡					
有 価 証 券 等	有 価 証 券		9件	8,878千円				
	出資による 権利	出資金	46件	844,353千円				
		出捐金	51件	193,468千円				
基 金			58件	5,470,214千円		4件	750,039千円	
地 方 債	一 般 会 計		37,034,473千円		699,934千円			
	特 別 会 計		45,863,687千円		4,102,463千円			
	公 営 企 業 会 計		5,262,032千円					
債務負担行為等	債務負担行為		107件	5,187,495千円		17件	95,039千円	
	債務保証		9件	223,974千円				
物 品	車 両		528台		46台			

※岩船地域広域事務組合の財産及び債務については、新市に引き継ぐ方向で、関川村・粟島浦村と別途協議する。

2. 三面財産区は、現行のまま新市に引き継ぐ。

単位：ha

総面積	直 営 地			使 用 地				
	普通直営地	分収造林地	計	千縄集落地	新屋集落地	布部集落地	中新保集落地	計
464.4	129.3	21.5	150.8	115.6	49.4	147.6	1.0	313.6

事務事業調整 一覧表

No.	調整項目	調整方針概要
○ 総務人事分科会		
1	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ①情報公開の理念 村上市の例により調整し、合併時に条例制定する。 ②市長の資産等の公開 村上市の例により調整し、合併時に条例制定する。 ③個人情報の保護対策 各市町村の現行条例を基に調整し、合併時に条例制定する。
2	町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ①行政機関との連携体系及び防犯組織の再編 村上市の例（市内各地区<村上・瀬波・岩船・上海府・山辺里>の地区組織を構成し、その上で集合体としての組織を構成する形態）により、合併時まで調整する。 ②嘱託員報酬等 合併時は現市町村の制度・報酬等を適用し、3年以内に制度全体（報酬等含む）についての見直しを行う。なお、合併時における職務内容の改廃に伴う報酬等の調整は行わない。
○ 防災交通分科会		
3	地域防災	<ul style="list-style-type: none"> ①地域防災計画（水防計画） 合併時には各市町村の防災計画を新市の計画とし、合併後すみやかに新市の地域防災計画を策定する。 ②自主防災組織 自主防衛組織の育成のため資機材等購入補助などを実施する。 補助は、10万円を限度に1/2とする。
4	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ①交通安全協会 各支部組織は、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務局は、旧市町村ごとに設置する。
○ 企画広域分科会		
5	各種計画	<ul style="list-style-type: none"> ①総合計画の策定 新市に移行後、速やかに策定する。 ②過疎地域自立促進計画 合併時までには県との協議を進め、新市の議会で議決を得る。 ③山村振興計画 現行の内容のまま新市に引き継ぐ。 ④辺地整備計画 合併後に策定する。
6	広報広聴	<ul style="list-style-type: none"> ①編集体制 本紙については毎月1日、お知らせ版については、毎月1日及び15日に発行する。編集体制の充実を図る。 ②声の広報 村上市が実施している方法で継続し、合併後行政の支援を充実させ全域対応を目指す。 ③住民懇談会 合併後、旧市町村単位、町内集落単位、団体単位等できる限りきめ細かな開催に努める。
7	男女共同参画社会計画	村上市の計画を基本にし、合併後、新たな計画を策定する。
8	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ①姉妹都市の締結 継続する方向で、合併前に提携の意思を確認し、締結する。
9	地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ①嫁婿対策 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、速やかに調整する。 ②集落センター新築・補修助成 現行のまま新市に引き継ぎ、別紙のとおり3年を目途に統一する。ただし、新市が事業主体となるものは除く。
○ 住民分科会		
10	戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> ①戸籍事務の範囲 本庁では、郵送分届書処理・決済処理・戸籍訂正等・郵便請求・通知処理・人口動態・相続税法通知・附票処理等。 各支所では、証明書交付・持参届出書受理・届書入力業務。
11	住民基本台帳ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ①カードの利用 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。

12	窓口事務	<p>①各種証明書等の発行に関すること 一部手数料の異なる証明については、村上市の例により調整する。 行政証明の範囲については、合併時までに協議会で調整する。</p> <p>②窓口延長 当分の間は現行体制で実施するが、新たな窓口サービスの実施により本庁での延長窓口一本化を検討する。</p> <p>③台帳保管事務 各支所において同様の住民サービスを提供するため、台帳の集中管理と証明書交付に係る機器の整備を行う。</p>
13	人権擁護委員の選任	合併後、法務局・委員協議会と協議を進めながら地域バランスを踏まえ、定員数維持を上申する。
○ 母子児童援護分科会		
14	各種団体等に対する補助	<p>①戦没者遺族会に対する補助 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。</p> <p>②社会福祉協議会運営費補助 合併時までに、社会福祉協議会の統合を図る。補助金については協議会の新体制や事務事業を考慮しながら調整する。</p>
15	母(父)子福祉	<p>①県親(ひとり親)家庭医療助成 県制度により事業を実施する。ただし、荒川町の圃場整備事業の換地清算により助成停止となった者に対する単独の助成を平成21年度まで行うものとする。</p> <p>②母子福祉会 村上市の例(補助金50,000円)により、合併時までに調整し、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな補助基準を設定する。</p>
16	保育園	<p>①通常保育時間 8時間保育とし、山北町の例により調整する。 平日/午前8時～午後4時 土曜日/午前8時～11時30分 ただし、土曜日午後の保育事業については、新市において実施の方向で検討する。</p> <p>②早朝保育 山北町・荒川町の例により調整する。7時30分～8時00分まで実施する。</p> <p>③延長保育 平日/午後6時30分まで実施する。</p> <p>④乳児保育 村上市の例により合併時までに調整する。4ヶ月以上1歳未満の乳児を対象として実施する。</p> <p>⑤障害児保育 手帳の所持にこだわりなく、心身に障害をもっている概ね3歳以上の児童に対し実施する。</p> <p>⑥一時的保育事業 村上市の例により合併時までに調整する。 4ヶ月以上の未就園児童を対象とし、利用日数は月7日以内で実施する。</p> <p>⑦園児送迎等マイクロバス運行事業 合併後、新市において運行基準を定め、専用マイクロバスとワゴン車を適正に配置し、園児の安全な送迎を行う。 誕生月で3歳になる園児以上を対象とする。</p> <p>⑧園児送迎等タクシー委託事業 山北町で行っているが、マイクロバス等の運行が充実することから、合併時に廃止の方向で調整する。</p>
17	学童保育所	開設時間は、平日は放課後から午後6時30分まで、学校の休業日は午前7時30分から午後6時30分までとし、利用料は月額5,000円(おやつ代別)とする。
18	児童館	現行のまま新市に引き継ぐ。(村上市のみ設置)
19	子育て支援	<p>①特別保育事業 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において拡充を図る。</p> <p>②出生祝金制度 現行制度は合併時に廃止する。</p>
20	医療費助成	<p>①乳児医療費助成 現行のまま新市に引き継ぐ。(全市町村とも県事業で実施)</p> <p>②幼児医療費助成 合併時までに山北町の例により、県制度を基本とし、単独上乘せ事業を行う。 (1)対象：入院、通院とも就学前 (2)所得制限：なし (3)支給方法：現物給付 (4)一部負担金に対する助成：なし</p>
○ 高齢障害分科会		
21	高齢者福祉	①寝たきり老人等介護手当支給事業 神林村の例(寝たきり高齢者等1人につき月額3,000円、ただし特別障害者手当、障害者年金等の受給者を除く。)により、合併時までに調整する。

		<p>②シルバーハウジング生活援助員派遣事業 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>③外出支援サービス事業 福祉車両所有の町村（朝日村・山北町）は当面このままで実施を続ける。要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者及び重度の障害者等が通院時にリフト及びストレッチャー付タクシー利用の場合、タクシー券（基本料金×往復×月1枚）を発行する。</p> <p>④寝具等乾燥消毒サービス事業 現行どおり月1回の利用とするが、利用料金は1割負担の方向で合併時までに調整する。</p> <p>⑤軽度生活支援サービス事業 村上市の例により合併時までに調整する。</p> <p>⑥生きがい活動支援通所サービス事業 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に制度の見直しを図る。</p> <p>⑦要介護老人安否確認事業 民生委員、老人クラブ等ボランティアの育成強化を図り、合併後、1年間を目途に統一した制度を整備する。</p> <p>⑧緊急通報体制等整備事業（老人分） 合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、電池交換費用は自治体負担とする。</p> <p>⑨老人日常生活用具給付等事業 村上市の例により調整する。</p> <p>⑩高齢者住宅整備補助事業 現制度のまま新市において実施の方向で調整する。</p> <p>⑪外国人高齢者福祉手当 荒川町の例により調整する。</p>
22	敬老祝事業	<p>①敬老祝品事業 合併時までに米寿、白寿、101歳以上の該当者に祝品支給の方向で統一した制度を整備する。 米寿（88歳）→ 5,000円 白寿（99歳）→ 10,000円 101歳以上 → 10,000円</p> <p>②敬老会祝事業 合併時までに新たな方向で調整する。当該年度に満75歳を迎える年齢以上を対象とする。費用は1人あたり1,500円とする。</p> <p>③長寿祝い金事業 朝日村の例により、合併時までに調整する。満100歳該当者には現金20万円を支給する。</p> <p>④高齢者表彰 合併時までに、廃止の方向で検討する。表彰制度をやめ、敬老祝品贈呈時に祝状を添えるものとする。</p>
23	各種団体等に対する補助（高齢者福祉）	<p>①老人クラブ助成事業 単位老人クラブはそのまま継続し、補助金については県の補助規定に基づき実施する方向で合併時までに調整する。</p> <p>②老人クラブ連合会補助事業 各市町村の連合会はそのままとし、上部組織として協議会を組織化し老人クラブ連合会の統一を図る方向で、新市に移行後速やかに調整する。</p> <p>③シルバー人材センター運営補助事業 合併後、シルバー人材センターの統合を推進し、また新市においても補助事業を継続して実施するものとする。</p>
24	心身障害者福祉	<p>①重度心身障害者医療費助成事業 県制度により事業を実施。ただし、荒川町の圃場整備事業の換地清算により助成停止となった者に対する単独の助成を平成21年度まで行うものとする。</p> <p>②訪問入浴サービス事業 村上市の例により、合併時までに調整する。</p> <p>③特殊障害者器具装備費助成事業 荒川町・神林村・山北町の例により合併時までに調整する。 装具購入費用の2分の1を補助する。</p> <p>④自動車改造費助成事業 障害者自立支援法の地域生活支援事業に移行するが、現行の村上市の例により実施の方向で調整する。</p> <p>⑤障害者住宅改造費補助事業 全市町村とも事業内容が同一なので、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑥バリアフリーまちづくり事業 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑦福祉タクシー利用料金助成事業 合併時までに、社会福祉協議会委託を廃止し直営で行う。 対象者は身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級とする。</p> <p>⑧福祉手当（単独事業） 神林村の制度を基準とし、在宅で身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方を対象とし、受給資格は所得税非課税者であって、公的年金及び手当等の支給を受けていないことを条件に、年1回支給する方向で統一する。</p>

25	各種団体等に対する補助(心身障害者福祉)	①身体障害者福祉会補助金 合併後、身体障害者福祉会の統合を推進する。 新市においても補助事業を継続する方向で調整する。 ②手をつなぐ育成会補助金 合併後、手をつなぐ育成会の統合を推進する。 新市においても補助事業を継続する方向で調整する。
○ 保健衛生分科会		
26	地区組織活動	①母子保健推進員 合併時、新市の組織としては、廃止し、報償等の助成は行わない。 ②健康づくり推進員、衛生自治会、保健推進員 合併時、新市の組織としては、廃止し、報償等の助成は行わない。
27	健康教育	現行のまま新市に引き継ぐ。
28	基本健康診査	平成20年度からの新しい法律に基づいて実施する。
29	各種がん検診	①胃がん検診 朝日村の例により、合併時までに調整する。30歳以上対象、70歳以上は無料。 ②大腸がん検診 村上市の例により、合併時までに調整する。40歳以上対象、70歳以上は無料。 高齢者からも容器代を負担してもらう。 ③肺がん検診 村上市・朝日村の例により合併時までに調整する。40歳以上で胸部レントゲン撮影時、喫煙・職歴等にチェックのあった方を対象。70歳以上は無料。 ④子宮がん検診 合併時までに、新たな方向で調整する。20歳以上対象、70歳以上無料。 2年に1回、車検診・施設検診の両方を実施する。 ⑤乳がん検診 合併時までに新たな方向で調整。40歳以上の女性を対象。70歳以上無料。2年に1回の間隔で集団検診と施設検診を実施する。 ⑥前立腺がん検診 合併時までに、新たな方向で調整する。50歳以上の男性を対象。70歳以上も自己負担。 基本健診の対象者に対して実施する。 ⑦ヘルカルCTがん検診 神林村のみのモデル事業で、20年度まで引き続き実施する。その後再検討する。
30	胸部レントゲン撮影	現行のまま新市に引き継ぐ。結核検診は65歳からを対象。 肺がんレントゲン検診は40歳以上を対象に無料で実施する。
31	各種乳幼児健診等	①乳児健診 合併時までに新たな方向で調整する。4ヶ月児集団健康診査、7ヶ月児個別健康診査、9～10ヶ月児健康相談とする。 ②幼児健診 神林村の例により合併時までに調整する。 ・1歳6ヶ月児・3歳児/健康診査、小児科、歯科 ・2歳児/歯科健診、個別相談
32	母子訪問指導	合併時までに、新たな方向で調整する。健診後のフォローは地区担当保健師が実施する。新生児期～2ヶ月児の間に乳児訪問指導を実施する方向で調整する。
33	妊産婦健診助成	全市町村同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。
34	障害児療育支援	合併時までに新たな方向で調整する。小児精神科医等に委託して、年6回の育児相談会を実施する。
35	乳幼児予防接種	①集団接種 合併時までに新たな方向で調整する。ポリオは集団で法定どおり実施し、他の接種は個別接種とする。 ②個別接種 合併時までに新たな方向で調整する。予防接種法に基づき、BCG・三種混合・MR・麻疹・風疹・日本脳炎を個別接種する。
36	予防接種健康被害調査委員会	合併の前日に規約を廃し、合併時までに新たに設置する。 委員は新市で11人。
37	休日、夜間診療	村上市の休日急患診療所は現行のまま新市に引き継ぐ。
38	夜間、休日救急対策	現行のまま新市に引き継ぐ。
○ 環境衛生分科会		
39	集団下水路清掃に対する支援	村上市の例により合併時までに調整する。

40	し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ①収集形態について 現行のまま新市に引き継ぎ、全域を委託方式とする方向で調整する。 ②収集回数について 利用者の申出により随時収集する。 ③料金体系について 現行のまま新市に引き継ぎ、委託収集移行時に料金を統一する。 ④手数料の減免 村上市の例により、新市に引き継ぐ。
41	合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ①設置補助基準 特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の計画区域外で、市長が特に認めた特定の住宅等を補助対象とする。 ②維持管理費補助 合併時に廃止する。
42	ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ①分別数について 現行のまま新市に引き継ぐが、新ごみ処理施設の稼働時に分別数を統一する。 ②収集方式について 現行のまま新市に引き継ぐ。 ③収集回数について 現行のまま新市に引き継ぎ、地域の実情を考慮し収集回数を調整する。
43	ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ①処理手数料 現行のまま新市に引き継ぐ。 ②手数料の減免 減免対象は、生活保護世帯、紙おむつ助成対象者、清掃等ボランティア活動を行う個人または団体とする。
44	生ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ①補助対象物件等について 補助対象をコンポスト容器、EM密封容器、電動生ごみ処理機とする。 ②補助基準の設定について 補助限度額：コンポスト容器 3,000円/台 EM密封容器 1,000円/台 電動生ごみ処理機 購入費の1/3以内で、20,000円/台まで
45	火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ①管理運営方法について 関川村、鶴岡市と協議のうえ、3施設とも新市に引き継ぐ。 ②寝棺（使用料） 現行のものとは違う、新たな方向で調整する。鶴岡市と関川村との協議が必要。 年齢区分は15歳以上、8歳以上15歳未満、8歳未満の3段階とし、管外は管内の2倍とする。 15歳以上 ：管内 15,000円 8歳～15歳未満 ：管内 10,000円 8歳未満 ：管内 5,000円 ③死胎（使用料） 管内・管外の区別をしない。死産児は3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。 ④産汚物（使用料） 管内・管外の区別をしない。産汚物は1件3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。 ⑤傷病汚物（使用料） 管内・管外の区別をしない。傷病汚物は1個3,000円とする。鶴岡市と関川村との協議が必要。 ⑥改葬及びその他（使用料） 荒川郷火葬場の例により、1件5,000円で統一する。
46	公害防止	<ul style="list-style-type: none"> ①公害防止条例について 村上市の例により、合併時まで調整する。 ②公害防止協定の締結について 現行のまま新市に引き継ぐが、公害防止条例・規則に基づき協定を整理する。
○ 農業委員会分科会		
47	農作業賃金	合併後、1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、一本化した標準額を作成する。
48	標準小作料	合併後、1年間は旧市町村の標準額等を使用し、その間に策定委員会を設置し、一本化した標準額を作成する。
○ 農政分科会		
49	農業振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域整備計画審議会 委員、任期及び報酬額の調整及び対象案件（計画見直し、除外、編入、用途区分）の調整が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。 ②農業振興地域整備計画（振興計画見直し、計画変更等） 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、速やかに調整する。

50	構造政策	<p>①認定農業者認定審査会 各市町村ともに審査会を設置しているが、委員の選出区分に相違があるため、合併時まで調整を行う。</p> <p>②農業経営基盤強化促進の基本構想 各市町村ともに策定しているが、目標が地域条件等の目標に相違があるため、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>③農業経営改善計画の認定（認定農業者） 各市町村ともに年齢制限が異なることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後年齢要件を廃止し、統一した認定基準を策定する。</p>
51	中山間地域等直接 払い交付金（国・県）	現行のまま新市に引き継ぐ。
52	各種団体等に 対する補助	<p>①村上茶振興対策事業補助金 村上市のみの実施であるが、新市移行後も継続する方向で検討する。</p> <p>②特産品開発・出荷奨励事業 山北町のみの実施であるが、新市移行後も継続する方向で検討する。</p> <p>③農産物消費拡大補助金 現行のまま新市に引き継ぐが、事業内容については合併後検討する。</p> <p>④補助事業に対する上乗せ補助 廃止の方向で検討する。</p> <p>⑤集団牧草地負担金</p> <p>⑥ほ場整備事業等償還金補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑦土地改良区に対する補助金 現行のまま新市に引き継ぐが、各町村で補助金額に差があることから、見直しを図る。</p> <p>⑧新規就農者支援事業費補助金 朝日村のみの事業を実施しており、継続実施していきたいことから、朝日村の例により調整する。</p> <p>⑨農作物不作緊急融資資金利子補給金 各市町村すべて債務負担行為を行っており、終了するまで継続する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑩新規就農者確保支援対策事業費補助金（県単） 平成17年度より事業は廃止となっているが、県単事業は事業実施年度から5年後に助成金が発生することから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑪転作関係市町村単独補助金 事業推進のため各市町村で独自の補助を実施していることから、合併後新たな方向で調整する。</p> <p>⑫園芸関連単独補助について 神林村のみの事業を実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑬畜産関連単独補助（牛）について 村上牛普及のための事業として、継続して取り組む必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑭防除事業補助金（単独） 荒川町・神林村で実施しており、補助事業は継続するが、助成額について検討を要することから、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>⑮農業経営基盤強化資金利子補給補助金 現行制度については、利子補給要件が終了するまで継続する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑯農業近代化資金利子補給補助金 廃止の方向で検討する。</p> <p>⑰生産組織活動補助（単独） 廃止の方向で検討する。</p>
53	生産調整対策	平成19年産米からJA等の生産調整方針作成者が配分することから、合併後、新たな方向で調整する。
54	病虫害防除協 議会	各市町村とも計画的な病虫害防除のため協議会を設置しているが、負担額が異なることから、新市に移行後、速やかに調整する。
55	土地改良事業	<p>①ほ場整備事業 県営事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>②湛水防除事業 現在神林村において、協議会を設置しており、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>③ため池等事業 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>④農免農道整備事業 荒川町のみ事業を実施しており、事業年度が平成21年度までであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>⑤広域農道事業 現行のまま、新市に引き継ぐ。</p> <p>⑥農地農業用施設災害復旧事業 ほ場条件が異なるため調整は不能であることから、現行のものとは違う新たな方向で調整する。</p>

56	農村環境計画	土地改良事業を実施する過程で、必要な計画であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後新たに策定する。
57	農業用河川工作物応急対策事業負担金	現行のまま、新市に引き継ぐ。
58	農業関係施設管理運営	①農村環境改善センター管理 農村総合整備モデル事業で整備した施設で住民のコミュニティの場として重要なことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ②上助測コミュニティセンター 現行のまま新市に引き継ぐ。
59	農地・水・環境保全向上対策	現行のまま新市に引き継ぐ。
○ 林政水産分科会		
60	林業振興	①地元産杉材利用住宅等建築奨励事業補助金 朝日村の条件を新市に引き継ぐ。(1棟につき100万円を超える材料購入費に対し10%以内・限度額20万円)
61	造林事業	①分収造林事業 分収年、分収割合が各契約により異なり、また今までの分収契約は破棄できないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ②森林整備地域活動支援交付金制度 森林・林業基本法に基づき、制度で事業化を検討している所もあることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ③間伐実施 各市町村の地理的要件から補助事業の区分が異なり、補助の方法に相違があることから、合併後速やかに調整する。
62	松くい虫防除対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。
63	生産森林組合育成	管内に協議会があるため廃止の方向で検討する。
64	林道事業	①林道開設事業(県営) 県事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ②林道開設事業(補助) 朝日村のみ該当することから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ③林道改良事業(補助) 各市町村ともに、現在事業実施はないが、今後予想されることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
65	林道施設管理事業	各市町村事業を実施しているが、地域独自の取り組み方法が異なるため、合併時まで新たな方向で調整する。
66	水産業振興	①利子補給事業 村上市のみ実施しており、総合計画後期基本計画に基づく事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 ②漁協運営費補助金(海面) 神林村のみ補助しているが、廃止の方向で検討する。 ③種苗放流事業 村上市のみ実施しており、今後も実施する必要があることから、合併時まで調整する。
67	内水面漁業	①鮭稚魚放流事業 各河川の鮭増殖事業の実態に基づき、継続実施するが、合併後新市において、補助率を検討する。 ②その他稚魚放流事業 各河川の種苗放流計画に基づいて補助事業を継続するが、補助内容については新市において調整する。
○ 商工観光分科会		
68	大規模小売店対策等	村上市の例により合併時まで調整する。
69	物産振興事業	内容は異なるが関係市町村が取り組んでいることから、新市移行後、調整する。
70	商業振興	①商業振興策 村上市の補助金制度を基本に合併時まで調整する。 ②露店市場運営管理 市場(定期・臨時)の出店料を村上市の例により合併時まで調整する。 ③中心市街地活性化基本計画 村上市のみ該当。現行のまま新市に引き継ぐ。

71	企業支援	①中小企業退職金共済補助制度 廃止の方向で調整する。 ②中小企業人材養成事業補助 経営体質強化のため、各種研修等受講事業の一部を補助する目的で、村上市のみ実施しており引き続き養成を実施していくことから、現行のまま新市に引き継ぐ。
72	商工会振興	市町村によって相違があることから、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において検討する。
73	制度融資	①中小企業振興資金 村上市・山北町の例を基に、新たな方向で合併時までに調整する。 ②中小企業不況対策特別資金等 既存貸付については、現行のまま新市に引き継ぐが、新規貸付について村上市の例により調整する。 ③産業育成資金 村上市の例により、合併時までに調整する。また、融資委員会等については、委員構成を含め別途調整する。
74	観光振興	①観光振興計画 新市移行後、速やかに調整する。 ②観光施設利用料について 各市町村の観光施設の料金について現行のまま、新市に引き継ぐ。
75	観光団体支援事業	①観光協会の支援 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。 ②その他の観光団体支援 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後速やかに調整する。
76	消費生活センターに関する事務	センターは、村上市のみ設置しており、各町村にも相談窓口はあるが、担当課がまちまちであることから村上市の例によりセンターを設け、相談体制の充実を図る。
○ 建設管理分科会		
77	市町村道認定路線基準	村上市の例により合併時までに調整する。
78	道路改良事業計画	現行のまま新市に引き継ぐ。
79	道路占用料	村上市の例により調整する。 占用料：県徴収条例の市単価同額 減 免：（県と異なる部分）祝祭日、縁日等町内一般にわたる装飾又は施設の占用
80	除雪対策	①除雪路線・延長 現行のまま新市に引き継ぐ。 ②除雪実施区分 現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、調整を行う。
81	急傾斜地崩壊対策	①受益者負担金 廃止の方向で調整する。
82	河川維持管理	①占用料 山北町の例により新市に引き継ぐ。
83	法定外公共物	①占用料 村上市の例により合併時に調整する。
84	私道の整備	廃止の方向で調整する。
○ 国土計画分科会		
85	都市計画	①都市計画区域 合併後、新市において計画区域を検討し、県と調整を図る。 ②都市計画道路 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、用途指定との関係で新たな計画を検討する。 ③用途指定 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新たな計画を検討する。
86	開発行為申請	村上市の例により、合併時までに調整する。
87	優良宅地申請手数料	村上市、荒川町、神林村の例により合併時までに調整する。
88	優良住宅申請手数料	村上市、荒川町、神林村の例により合併時までに調整する。
89	歴史的景観保全事業	①歴史的景観保全整備事業 ②歴史的景観保全助成金 ③その他歴史的景観保全助成金 現行のまま新市に引き継ぐ。

90	県営住宅	①募集等事務 ②維持・管理 ③共同費の徴収 ④使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。
91	市町村住宅	①募集等事務 ②維持・管理 ③共同費の徴収 ④使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。
92	住宅資金貸付利率・利子補給等		合併時に、廃止の方向で調整する。ただし、預託については既存分が終了するまで行う。
93	国土利用計画		村上市の国土利用計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、国の制度改正にあわせ、新市において策定する。
94	広場・遊園地等補助・助成制度		広場、遊園地、プールの設置に対する補助・助成制度（市町村独自）は行わない。ただし、プールの維持管理、遊具の整備・維持管理等については、新市に移行後、補助する方向で速やかに調整する。
95	国土調査	①国土調査杭の負担金	全て新市で全額負担する。
96	駐車場等	①駐車場の維持管理について ②駐輪場の維持管理について ③駐車場の使用料について	現行のまま新市に引き継ぐ。
○ 上水道分科会			
97	上水道事業	①検針及び請求について 神林村の例により、合併時までに調整する。隔月検針、毎月請求とする。 ②検針期間について 朝日村の例により合併時までに統一する。原則的に偶数月の25日～月末の検針とする。	
98	簡易水道事業	①検針及び請求について 上水道同様神林村の例により、合併時までに調整する。隔月検針、毎月請求とする。 ②検針期間について 上水道同様朝日村の例により、合併時までに統一する。原則的に偶数月の25日～月末の検針とする。	
○ 学校教育分科会			
99	教育目標		合併時までに、新市の教育基本構想の中で定める。
100	学区・学級編成	①学区・学級編成 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育基本計画に基づき調整する。 ②スクールバス運行の時期・範囲 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育基本計画に基づき、学区や学校の整備計画等もふまえ、運行基準を再検討する。 ③小・中学校の通学計画 現行のまま新市に引き継ぐ。 ④学区外通学許可基準について 合併時までに、村上市の例により、新市の基準を定める。	
101	学校整備計画	①小学校の整備計画 合併後、教育基本構想に基づく、教育基本計画で定める。 ②中学校の整備計画 合併後、教育基本構想に基づく、教育基本計画で定める。	
102	学校の特色を生かす教育		地域の伝統的文化を取り入れた学習の実施や国際化教育・国際交流などの事業は継続する。
103	不登校児対策		現行のまま新市に引き継ぐが、新市に1箇所、例えば現村上市の中央公民館内に不登校対策に関して中心的役割を果たす支援室を設置する。 現在実施している適応指導教室は引き続き開設するが、設置していない町村については、指導員の訪問指導を行い、必要に応じて新たに適応指導教室設置を検討する。
104	学校給食	①給食方式 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、地域的バランス等を考慮し効率化を図る。 ②給食会計 各調理施設（学校・給食センター）で給食会計を管理する。 給食施設の統合が進んだときに、給食の1食あたりの単価を統一する。	

105	各種補助	①防犯用品購入費等助成 防犯ベル等購入費補助金として、小・中学校在学中、1人1回 購入費の1/2で1,000円を限度として助成する。 ②中学校自転車通学ヘルメット購入補助 上限価格を設けたうえで、全額補助の方向で調整する。
106	学校教育活動支援	①教育活動補助金 朝日村のプール監視報償は廃止する。合併時まで、補助の内容を分類し地域格差が生じないように調整する。 ②クラブ活動費等活性化事業費補助金 合併時まで、現在の補助額に準ずる新たな補助基準を作成する。 ③学力向上に関すること 新市において、現在の学力検査を継続実施し、その結果を教育研究課題として学習計画に反映させる。学習支援するきめ細やかな体制の充実を図る。 現在、朝日村で行っている非常勤講師の配置を拡充させ、基礎学力の向上を図る。
107	障害児教育	現行のまま新市に引き継ぎ、通級学級は新市でも行えるよう県に要望する。障害児教育相談室については、新市においてその業務の拡大や、幼稚園・保育園等への対応について検討する。
108	緊急援助資金	他機関の制度利用とし、合併時まで廃止する。
109	私立高等学校学費助成制度	新発田中央高校のみに対する助成制度であることから、合併時まで、各市町村で廃止する。
○ 社会教育分科会		
110	成人式	新市全体の成人式を、8月15日に開催する。 対象者は、当該年度に20歳を迎える市民及び市出身者とする。
111	各種団体等に対する補助	①青少年健全育成団体への補助金 現行補助制度をそのまま引き継ぐが、合併後すみやかに新市民会議を立ち上げ調整する。 ②青少年団体への補助金 対象年齢や活動内容も異なるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ③女性団体への補助金 新市に移行後、組織の一本化に努めることとし、それまでの間は現行制度を継続する。 ④文化団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。 ⑤伝統芸能等保存団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。 ⑥その他の社会教育団体への補助金 現行制度を新市に引き継ぐが、補助金額については新市に移行後調整する。 ⑦社会教育関係団体以外への補助金 現行制度を新市に引き継ぐ。 ⑧公民館活動補助金 現行制度を継続し、新市移行後すみやかに新たな制度をつくり調整を図る。 ⑨国県市町村指定文化財補助金 現行制度を継続し、新市移行後すみやかに調整する。
112	公民館	①設置状況 新市移行後は本庁のある朝日村公民館を中央公民館とする。 現市町村の公民館（村上市は現在の中央公民館）を地区館とする。 新市の中央公民館に朝日地区館を置く。 現在、村上市にある4つの地区館は分館とする。 ②維持管理 村上市の例により、合併時まで調整する。開館時間は、8:30～22:00に統一する。
○ 社会体育分科会		
113	第64回国民体育大会	現行の計画を新市に引き継ぎ、平成21年度開催のため合併前に各市町村の国体準備担当間の調整作業が必要であることから、速やかに組織体制を整え、各競技がスムーズに運営を行うことができるよう、準備作業を行う。

みなさんのご意見をお聞かせください

■村上市岩船地域5市町村合併協議会事務局

〒958-8501 村上市三之町1番1号(村上市役所1階) TEL 53-2111(内線162) FAX 53-2385(直通)
E-mail gappei@city.murakami.niigata.jp ホームページ <http://www.city.murakami.niigata.jp/houteikyoy/>